

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県大津町長

## 公表日

令和8年3月31日



**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

大津町 健康福祉部 健康保険課 国保・医療係  
〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3114  
大津町 住民生活部 税務課 住民税係  
〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3117

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

Gray rectangular area for providing reasons for application.

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	届出書及び申請書の受付時に職員が本人確認及び記載内容の確認を行い、その後システムへの入力を行っている。また、入力内容について職員による二重の確認を実施するなど複数の確認工程を設けていることから、人手を介在させる作業は十分であると判断している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管している。 ・USBメモリは、解錠にはパスワードが必要であり、事前に許可を得ている媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事務等を行っている。地方税法に基づ	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事務等を行っている。地方税法に基づ	事後	国民健康保険制度改正に伴う変更
平成29年6月30日	I-1 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム	事後	国民健康保険制度改正に伴う変更
平成29年6月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	事後	国民健康保険制度改正に伴う変更
令和1年6月24日	IVリスク対策			事後	評価書様式の修正に伴う追加
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和2年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事務等を行っている。	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事務等を行っている。	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和1年6月24日	1,000人以上1万人未満 令和2年3月18日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/6/24	2020/3/18	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	住民福祉部 健康保険課、 総務部 税務課	健康福祉部 健康保険課、住民生活部 税務課	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイ	天津町 住民福祉部 健康保険課 国保・医療係	天津町 健康福祉部 健康保険課 国保・医療係	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2020/3/18	2022/2/18	事前	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2020/3/18	2022/2/18	事前	
令和5年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事務等を行っている。	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事務等を行っている。	事前	
令和5年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム	事前	
令和5年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 職課基本ファイル 4. 介護	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 職課基本ファイル 4. 介護	事前	
令和5年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	事前	
令和8年3月24日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		評価書様式の修正に伴う追加	事後	
令和8年3月24日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら		評価書様式の修正に伴う追加	事後	
令和8年3月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和2年3月18日	1,000人以上1万人未満 令和8年3月24日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年3月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2020/3/18	2026/3/24	事後	特定個人情報保護評価の再実施